

令和 3 年 第 2 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 (附 属 資 料)

(6 月 15 日 提 案 分)

警 察 本 部

目 次

	ページ
1 警察組織に関する条例新旧対照表	1
2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に係る 信号機等に関する基準を定める条例新旧対照表.....	2

1 警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
神奈川県緑警察署	横浜市緑区中山4丁目 36番13号	(略)	神奈川県緑警察署	横浜市緑区台村町135 番地の14	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第28号）

改正後	改正前
<p>第1条 （略）</p> <p>（信号機に関する基準）</p> <p>第2条 信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（<u>当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。</u>）</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第3条・第4条 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>（信号機に関する基準）</p> <p>第2条 信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第3条・第4条 （略）</p>